

令和5年度 送水施設 計量器室等点検業務 特記仕様書

本仕様書は、長野県企業局松塩水道用水管理事務所が行う「令和5年度 送水施設 計量器室等点検業務」について、必要事項を記載する。本仕様書及び設計図書等の記載事項について疑義を生じた場合及び本仕様書に記載のない事項の取扱いについては、受託者と委託者が協議するものとし、受託者の一方的な解釈によってはならない。

1 目的

本業務は、計量器室及びポンプ場等の設備が正常かつ円滑に稼働しているか確認するための巡視点検を行うものである。

2 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月22日まで。

3 提出書類

契約に係る書類のほか、下記の書類を提出すること。

- | | | |
|------------------------|-------------|------|
| (1) 報告書 | 毎月業務終了後速やかに | 1部 |
| ア 点検報告書及び清掃報告書 | | |
| イ 業務写真 | | |
| (2) 業務記録日誌（作業員数がわかるもの） | 業務完了時 | 1部 |
| (3) その他必要なもの | | 必要部数 |

4 業務概要

(1) 業務概要

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| ア 計量器室及びポンプ場等の電気設備の巡視点検 | 24回（2回／1月） |
| 4月～翌年3月までの12ヶ月間。原則として各月の上旬及び下旬に実施する。 | |
| イ 計量器室及びポンプ場等の清掃 | 2回（2回／1年） |
| 原則として、8月と2月に行うものとし、これによらない場合は協議による。 | |

(2) 巡視箇所

22箇所

ア 塩尻市

(13箇所)

- (ア) 本山計量器室
- (イ) 床尾計量器室
- (ウ) 宗賀計量器室
- (エ) 郷原計量器室
- (オ) 野村計量器室
- (カ) 小坂田計量器室
- (キ) 柿沢計量器室
- (ク) 柿沢ポンプ場
- (ケ) 片丘計量器室
- (コ) 片丘第2計量器室

- (サ) 片丘ポンプ場
- (シ) 電食防止装置（本山B）（本山Aは対象外とする。）
- (ス) 電食防止装置（床尾）

イ 松本市 （ 9箇所）

- (ア) 松原計量器室
- (イ) 寿計量器室
- (ウ) 並柳計量器室
- (エ) 藤井計量器室
- (オ) 妙義計量器室
- (カ) 茶臼山計量器室
- (キ) 茶臼山ポンプ場
- (ク) 山形村計量器室
- (ケ) 電食防止装置（藤井）

(3) 点検対象設備

ア 構築物

建屋、周辺柵、電源引込柱

イ 電気・計装設備

低圧動力盤、計装盤、情報伝送盤

ウ 非常用発電機

発電機盤、蓄電池、燃料油槽、配管類

エ 地下室

送水管、減圧弁、仕切弁、流量計、排水ポンプ

(4) 業務内容

ア 「別紙1」巡視記録を基本項目とする。

なお、電流、流量及び温度などは、設備が運転状態にある場合に記録すること。

停止している設備を運転させて値を記録する必要はない。

巡視記録に記載がないもので、設備管理上、必要な項目については、監督員に協議の上、追加することができる。（ただし、設備の停止を伴うものは除く。）

また、ポンプ場においては、巡視に同調して優先機の切替を「別紙2」の手順書に基づき、実施するものとする。（頻度は月1回、実施時期は原則として各月上旬とする。）

また、可搬式発電機は、定期運転としての仮設の負荷（1kW程度）を接続しで約10分間の運転を行うこと。（頻度は月1回とする。）

イ 機械設備は、必要に応じて、給油及び給脂を行うこと。

予備発電機に燃料を補給した場合は、「別紙3」に記録して報告すること。

なお、燃料・グリス・オイル類は、当所から支給する。

ウ 不良となった電球、蛍光管等の取替えを行うこと。電球、蛍光管等は、当所から支給する。

エ 「計量器室及びポンプ場等の清掃」は、ガラリ清掃及び室内床の掃き掃除等並びに敷地内の草刈り等を行うこと。

なお、「計量器室及びポンプ場等の電気設備の巡視点検」においても、必要に応じて簡易的な清掃及び草刈り等を行うこと。

(5) 適用基準等

- ア 電気設備に関する技術基準を定める省令
- イ 公共建築工事標準仕様書（各編）
- ウ 日本工業規格(JIS)
- ウ 電気規格調査会標準規格(JEC)
- エ 日本電機工業会標準規格(JEM)
- オ 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
- カ 内線規程（JEAC）
- キ その他必要な基準

5 注意事項

- (1) 当業務については、水道施設ポンプ場及び計量器室の機械設備及び電気設備の巡視点検業務の経験者が従事すること。
- (2) 業務に先立ち、水道法に基づく保菌検査結果を提出すること。
- (3) 労働安全衛生法等を遵守して、安全管理に万全を期すこと。
- (4) 点検工程は、監督員と事前に打合せの上、実施すること。
- (5) 当所の業務運営に支障を来さないよう、また、他の工作物に損傷等を与えないよう十分注意して実施すること。
- (6) 車両等の駐車場所について、住民及び周辺通行車両等に支障を来さないように注意すること。
- (7) 業務期間中、同調作業がある場合は、当事者間（県、同調作業受注者及び本点検受託者）で打合せ及び日程調整を行うこと。
- (8) 点検に必要な工具及び測定器並びにウエス等の消耗材料は、受託者の負担とする。
- (9) 点検において、設備の異常箇所を発見した場合は、監督員に連絡すること。
また、点検作業に起因する不調が発生した場合は、監督員に連絡し、監督員の指示の下、速やかに修繕対応すること。
- (10) 本特記仕様書は要領のみを記載するものであるので、記載のない事項であっても必要な事項は当然満足するものとする。
- (11) 緊急事態発生時には、県係員の要請に基づき臨時点検を行う。
この場合の費用については、別途協議によるものとする。